

## 千代田区事業者による災害用備蓄物資購入助成要綱

平成18年5月15日

18千区防発第45号

(目的)

**第1条** この要綱は、千代田区災害対策基本条例（平成18年千代田区条例第8号）に定める自助及び協力の理念を踏まえ、千代田区（以下「区」という。）内の事業者が災害時に必要となる物資を備蓄することを促進するため、その費用の助成を行うことにより、地域の防災体制の整備拡充に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 区内で事業（教育、医療その他非営利活動を含む。）を営む法人及び個人事業者をいう。
- (2) 従業員等 事業者の事業に従事する者及び事業者の顧客等の来訪者をいう。

(助成)

**第3条** 区長は、事業者が災害時に従業員等のために必要となる物資を備蓄する場合、予算の範囲内において、その費用の一部を助成することができる。

(助成対象者)

**第4条** 前条の助成の対象となる事業者は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 従業員数（区外にも事業所等を有する場合は、当該事業所等の従業員数を含む。）が5人以上300人未満であること。
  - (2) 法人事業税及び法人住民税を滞納していないこと。
  - (3) 助成申請の日前3年以内にこの要綱による助成の交付決定を受けていないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、区長は、特に助成が必要と認めたものを、助成対象者とすることができる。

(助成対象経費)

**第5条** 第3条の助成の対象となる経費は、災害時に従業員等のために必要となる備蓄物資の購入費用とする。

(助成率及び限度額)

**第6条** 助成対象経費に対する助成率及び限度額等については別表に定める。なお、千円未満の端数が生じる場合、切り捨てるものとする。

(交付申請)

**第7条** 事業者は、助成を受けようとするときは、区の確認を得た上で、区が別に定める日までに千代田区事業者による災害用備蓄物資購入助成交付申請書兼誓約書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて区長に申請しなければならない。

- (1) 災害用備蓄物資購入計画（実績）書（第2号様式）
- (2) 購入する物資が特定できる書類
- (3) 助成申請の日における最新の法人事業税及び法人住民税（個人事業者の場合は個人事業税及び特別区民税（均等割分））の納税証明書
- (4) その他区長が必要と認める書類

(交付決定)

**第8条** 区長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査した上で、助成金の交付の可否について決定し、その旨を助成交付決定通知書（第3号様式）又は助成不交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の助成の決定に際し、必要な条件を付することができる。

(実績報告)

**第9条** 事業者は、前条の交付決定の対象となった物資の購入が完了したときは、千代田区事業者による災害用備蓄物資購入助成事業実績報告書（第5号様式）に、次に掲げる書類を添えて、速やかに区長に提出しなければならない。

(1) 災害用備蓄物資購入計画（実績）書（第2号様式）

(2) 領収書

（領収書に購入品目、数量及び支払金額の明記がない場合は購入品目、数量及び支払金額が明記された納品書等の追加資料）

(3) 購入した物資の写真

(4) その他区長が必要と認める書類

(助成金額の確定)

**第10条** 区長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査した上で助成金額を確定し、助成金額確定通知書（第6号様式）によりその額を通知するものとする。

(助成金の請求)

**第11条** 事業者は、前条の確定の通知を受けたときは、千代田区事業者による災害用備蓄物資購入助成交付請求書（第7号様式）により、区長に請求するものとする。

(助成金の交付)

**第12条** 区長は、前条により事業者から助成金の交付の請求を受けたときは、速やかに事業者に助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

**第13条** 区長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、助成決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 事業者が虚偽の申請その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) 助成金の交付決定に係る年度が終了した時点で、第9条に定める書類の提出が完了しないとき。

2 区長は、事業者が別表中「町会に加入し、その活動に参加しており、かつ、町会の推薦がある事業者」の区分による助成を受けた場合に、当該助成に係る決定の日から3か月以内に町会の推薦を取り消されたときは、同表「上記以外の事業者」の区分による助成の額を超える部分について、助成決定を取り消すものとする。

3 区長は、前2項の規定により助成決定の取り消しを命じたときは、助成交付決定取消通知書（第8号様式）によりその旨を事業者に通知し、当該取り消した部分の助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補則)

**第14条** 助成金の交付の手続は、千代田区補助金等交付規則（昭和48年千代田区規則第15号）の定めによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。

2 この要綱の施行について必要な事項は、防災主管部長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、決定の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

**附 則**（平成18年11月22日18千区防発第184号）

この要綱は、決定の日から施行し、平成18年12月1日から適用する。

**附 則**（平成24年3月30日23千環防災発第559号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

（経過処置）

2 この要綱の施行の際、現に改正前の千代田区事業者による災害時備蓄に対する補助金交付要綱の規定に基づきなされている申請に対する取消等については、なお従前の例による。

**附 則**（平成26年3月25日25千環防危発第530号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**（平成27年3月19日26千環防危発第486号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則**（平成30年3月16日29千政災危発第498号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

**附 則**（令和3年3月11日2千政災危発第388号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**（令和3年6月21日3千政災危発第146号）

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

**附 則**（令和4年2月18日3千政災危発第358号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

**附 則**（令和5年3月 日4千政災危発第 号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

**別表**（第6条関係）

区分	助成率（上限額）
町会に加入し、その活動に参加しており、かつ、町会の推薦がある事業者	3分の2（10万円）
上記以外の事業者	3分の1（10万円）

様式（略）